

あじす

2004
9/20

お 知 ら せ 版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」

昭和40年 浜表農免道路



上は、昭和40年の浜表農免道路（通称：浜表農免）の工事中写真です。この道路は、農免道路事業により昭和40年度から3年計画で行われ、浜表～農協支所（現、野口出張所）間の延長1,832m、幅員6.0mで、農免道路としては山口県下完成第1号となりました。

当時は、この辺りの道路整備がされておらず、農業生産物の運搬も容易ではありませんでした。この道路の完成により農業の近代化も進み、現在も井関、岡、浜表地区の生活に欠かせない道路となっています。

農免道路



現在の町道浜表野口線（浜表農免道路）

秋の全国交通安全運動

9月21日(火)～30日(木)

平成16年6月9日公布

改正道路交通法のあらまし

携帯電話等の使用等に関する罰則の見直し(平成16年11月1日施行)

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話等を手で持って通話したり、メールの送信等のために画像を注視した者は、5万円以下の罰金。

反則金等：大型7千円、普通・自二6千円、原付5千円(違反点数1点)

走行中の携帯電話等の使用等により「道路における交通の危険を生じさせた」場合は従来どおり、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金。

- 走行中の携帯電話等の使用は原則として禁止されています。
- 走行中は電源を切るか、ドライブモードにしましょう。使用の際は、安全な場所に車を停止させましょう。



飲酒運転(平成16年11月1日施行)

飲酒検知拒否に対する罰金が、5万円以下の罰金から引き上げられ、30万円以下の罰金。

- 酒酔い運転(飲酒により正常な運転ができないおそれがある状態での運転)
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 酒気帯び運転(呼気中のアルコール濃度が0.15mg/l以上ある状態での運転)
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金。



暴走行為(平成16年11月1日施行)

集団暴走行為については、迷惑や危険に遭った人がいない場合でも検挙され、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

- 騒音運転等に対する罰則が新設され、5万円以下の罰金。
- 消音器不備車を運転した者に対する罰金が、2万円以下の罰金または科料から引き上げられ、5万円以下の罰金。

反則金等：大型7千円、普通・自二6千円、原付5千円(違反点数2点)



◆問い合わせ 小郡警察署(☎083-972-0110)

重度心身障害者・
母子家庭医療費
助成制度の改正について

福祉医療制度については、国の医療保険制度改正を契機に、皆さんが安心して医療を受けられるよう制度改正を行い、医療費の負担増加分についても全額助成を行っているところですが、

しかしながら、この改正に併せて今後も福祉医療制度を維持可能なものとしていくために、在宅患者や施設入所者との負担の公平性の観点から入院時食事負担の助成について見直しを行い、重度心身障害者医療、母子家庭医療については、受給者の皆さんの負担が一度に増えないよう段階的な廃止を行っています。

つきましては、平成十六年十月から入院時食事負担の助成を廃止します。

お問い合わせ 町健康福祉課
保健福祉係(☎6541111)
(☎151)



**児童手当の認定請求は
お済みですか**

児童手当の支給対象年齢が「小学校第三学年修了前まで」に拡充されたことは、広報お知らせ版七月号でご案内したとおりです。新たに支給対象となる小学校二・三年生の児童についての認定請求は、九月三十日(木)までに行うことで児童手当が四月にさかのぼって支給されることになります。

つきましては、該当の人で認定請求をまだされていない人は、町健康福祉課で手続きをしてください。(認定請求書は町健康福祉課窓口にあります)

ただし、所得が一定金額以上の場合、児童手当が支給されないことがあります。

お問い合わせ 町健康福祉課
保健福祉係 (TEL) 65-4111
(内) 151

**もうすぐママさん・
新米ママさんの講座**

もうすぐママさん・新米ママさん。マタニティ講座ジョイフルクッキングで食生活を

学びましょう。

日時 十月二十二日(金)から
十二月十七日(金)までの隔週
金曜日の午前10時から午後
一時まで(十二月三日は正
午まで)

場所 町健康福祉センター

「おげんきかん」と秋穂町

内容 バランスばっちり朝
ご飯、ヘルシー晩ご飯など

対象者 妊婦または六か月
までの乳児を持つ母親

持参品 米〇・五合

会費 一回につき三百円

申込期限 十月十三日(水)

お問い合わせ 町健康福祉課

保健福祉係 (TEL) 65-4111
(内) 152

**パークアンドバスライド
利用者募集**

宇部市交通局では、環境に配慮し、マイカーからバスへの利用転換を推進するため、大型商業施設とタイアップした実証実験を行います。

対象 マイカー通勤で自宅
からバス停が遠い人や帰宅
途中に買い物をする人

期間 十一月一日(月)から一
月三十一日(月)までの内一か

月間

場所 サンパークあじす
(二十台分)

内容 駐車場の証明書とエ
コ定期券一か月分を交付

申し込み 官製はがきに、
住所、氏名、年齢、電話番
号、勤務先、駐車場名と希
望月を記入

申込先 〒七五九一〇一三
四 宇部市大字善和字牛明
二〇三番地の九〇 宇部市
交通局

申込期間 十月一日(金)～十
五日(金)(期間内必着)

※応募者多数の場合は、抽選
となります。

お問い合わせ 宇部市交通局
(TEL) 3111333

**司法書士
無料法律相談**

山口県司法書士会では、十月一日から九日まで「法の日週間」として無料法律相談を行います。登記、供託、訴訟書類作成など困っておられる問題についてご相談をお受けします。

相談内容

○相続、贈与、売買などの不

動産に関する登記

○会社、法人に関する登記

○自己破産などの訴訟書類作成や家賃の供託ほか

【無料法律相談特設会場】

期日 十月二日(土)

場所・時間

○山口県司法書士会館(山口
市駅通り二一九一―一五)
午前10時～午後4時

○フジグラン宇部 午前10時
～午後3時

【テレホン無料法律相談】

日時 十月二日(土)午前10時
～午後4時

電話番号 ☎ 0120-0
03-821

お問い合わせ 山口県司法書
士会事務局 (TEL) 083-9
24-5220

行政書士無料相談

山口県行政書士会では、十月を「行政書士制度強調月間」として無料相談を行います。

日時 十月二日(土)午前10時
～午後4時

場所 フジグラン宇部

相談内容 相続、遺書、後
見制度、契約ほか

見制度、契約ほか

2004長距離記録会in阿知須(1)

◆日 時 10月23日(土) 9時受付
◆会 場 きららスポーツ交流公園スポーツ広場
◆種 目 【3km】中学生男子 【2km】中学生女子
◆対 象 町内在住または近郷の中学生
◆参加料 無 料
◆締 切 10月8日(金) 申込書必着
◆申込み 阿知須町二の宮区
阿知須町陸協事務局 齋藤 英美
TEL/FAX 65-5014 hidesai@dl.dion.ne.jp

お問い合わせ 山口県行政書
士会宇部支部 (TEL) 37-4
144

**9月1日～10月31日
動物の飼い方
マナーアップ強化期間**

- 動物の本能・習性生理をよく理解した上で飼いましょう!
- きまりを守って飼いましょう!
- 生活環境への配慮はしていますか?



**九月は「障害者雇用
支援推進月間」です**

九月は、社雇用開発協会が主催し、国が後援する「障害者雇用支援推進月間」です。

障害者の雇用対策についてはノーマライゼーションの理念により、その推進が図られてきたところです。国民の障害者雇用問題に関する関心と理解は十分得られてきたとこ

ろですが、経済情勢の厳しい中で障害者雇用を取り巻く情勢も厳しく、今後は障害者の雇用問題に関する国民、なかでも事業主の関心とご理解を一層深めていただくことが重要となっています。

障害者のさらなる雇用の促進にご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ ハローワーク
山口 (☎) 083-922-0043

**平成十七年版
県民手帳予約受付中**

町では、平成十七年版山口県民手帳の予約を受け付けています。

主な内容 県行政区画図、県のシンボル、統計資料、官公庁名簿、生活情報など

価格 一冊 四百八十円
申し込み 町企画課窓口へ直接申し込んでください。

(電話申込可)

申込期限 十月五日(火)
配布 十一月下旬に町企画課窓口にて代金引換でお渡しします。(詳しい配布時期は、広報お知らせ版・町ホームページ・ケーブルテレビなどでお知らせします)

お問い合わせ 町企画課広報広聴係 (☎) 654111(内)143

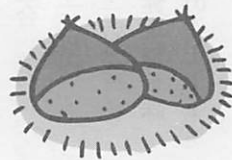
ものおしもの
よ

9月



- 24〔金〕…教育委員会(役/後3時半~)
- 25〔土〕…阿知須小学校運動会(阿小/前9時~)
よみがたり(図書館/後2時~)
- 26〔日〕…井関小学校運動会(井小/前9時~)

10月



- 1〔金〕…中・高齢者における体力づくり運動実践講座(公/前9時半~)ひよこの会(きらら浜/前10時~)
- 2〔土〕…あじす保育園運動会(保育園/前9時~)
- 7〔木〕…健康相談(健福セ/前10時~)
阿知須中学校教育講演会(阿中体/後2時~)

**資料特別整理期間のため「きらら館」を
10月4日(月)~13日(水) 休館します**

町立図書館「きらら館」では、10月4日から13日の間、資料特別整理期間のため休館します。この間、資料整理や点検などの作業を行います。快適に「きらら館」をご利用いただくための必要な作業ですのでご理解をお願いします。また、期間中の本の返却は、ドライブスルーブックポストをご利用ください。皆様には大変ご迷惑をおかけします。

◆お問い合わせ 阿知須町立図書館「きらら館」(☎66-0001)

10月のごみ収集日

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

1 4 6 8 13
15 18 20 22 25
27 29

資源・不燃ごみ(町内全域)

プラスチック製容器包装類
(毎週火曜日)

5 12 19
26

焼却灰・ビン類
(第1・3木曜日)

7 21

紙製容器包装類
(第2・4火曜日)

12 26

※雑誌・段ボール・新聞紙は、第2火曜日

アルミ・スチール缶、その他
(第2・4木曜日)

14 28

※ペットボトルは、第5木曜日

ごみを出す時間

前日午後5時~当日午前7時半

**清掃センターへのごみの
直接持ち込み**

毎週月~金曜日(祝祭日は休み)

●午前7時半~正午

●午後1時~2時

お問い合わせ

町生活環境課 (☎) 654111(内)132)

町清掃センター (☎) 654953)